

基本的考え方
— 新体制の発足にあたって —

平成 16 年 7 月 20 日

1 . 監視委員会の使命

監視委員会の使命は、
・取引の公正の確保を図り、
・市場に対する投資者の信頼を保持することである。

2 . 新体制の目標

新体制においても、引き続き個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標とする。

3 . 基本方針

上記の目標を達成するための監視委員会の基本方針は、以下のとおり。

- (1) 市場の公正性を損ねる証券犯罪の一掃
相場操縦やインサイダー取引など、投資者を欺き、証券市場の公正性を損ねる証券犯罪の一掃を図る。例えば、いわゆる仕手筋等による大規模な相場操縦等の徹底摘発を図る。
- (2) 市場仲介者の法令違反行為の摘発
投資者の利益を犠牲にして自らの利益をあげるような証券会社やその役員・職員など、市場仲介者の法令違反行為の徹底摘発を図る。
- (3) 有価証券発行体の虚偽の開示等の摘発
有価証券届出書等の開示書類の虚偽記載等、投資者を欺き、自らの資金調達を不正に有利に行おうとする発行体の徹底摘発を図る。

4 . 重点事項

上記の基本方針を着実に実施していく上で、監視委員会として当面重点をおく活動を示すと、以下のとおり。

- (1) 課徴金調査の的確な実施
17 年 4 月以降インサイダー取引等の不公正取引及び有価証券届出書

等の開示書類の虚偽記載に対する課徴金制度が導入され、その調査権限が監視委員会に付与される。監視委員会としては、課徴金調査のための体制整備に努め、当該調査を的確に実施する。

(2) 検査一元化への的確な対応

17年7月以降金融庁から監視委員会への検査権限委任の範囲が拡大される。監視委員会としては、そのための体制整備に努め、新たに付与される検査権限を的確に行使し、効率的で深度ある検査を実施する。

(3) 新商品等市場の新たな動きへの対応

近年様々な仕組みのオプション取引等、個人投資家にとって容易には理解しにくい商品が個人投資家にも大量に売られている。こうした新商品や新たな取引形態の出現、さらにはIT化の進展など市場における新たな動向の中で、不正な取引が発生していないか、市場仲介者に不正な勧誘等がないか等、機動的に調査・検査を行う。

また、外国為替証拠金取引の検査権限が監視委員会に付与された際には、的確に対応する。

(4) クロスボーダー取引への対応

金融取引のグローバル化やIT化が進展する中、我が国の市場において、海外の投資ファンド等の非居住者が関与する形で法令違反の疑いのある取引が行われる例があるが、監視委員会として、こうした取引の実態解明に積極的に取り組むとともに、外国当局とこれまで以上に緊密に連携をとることにより、適切に対処していく。

(5) 人員の増強

基本方針を着実に実施するためには、引き続き、人員の増強が必要であり、関係当局の理解を求めつつ、必要な人員の確保に努める。

(6) 監視委員会のプレzensの向上

監視委員会の存在自体が、不公正取引の効果的な抑止力となるよう、監視委員会のプレzensの向上を図るとともに、投資者の監視委員会に対する信頼ひいては証券市場に対する信頼が一層向上するように努める。そのため、摘発実績をあげるとともに、監視委員会のホームページや講演会等を通じて、監視委員会の活動状況をより多くの方々に理解していただくよう努める。